

石農第600号
令和6年4月1日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

石巻市長 齋藤 正美

市町村名 (市町村コード)	石巻市 04202	
地域名 (地域内農業集落名)	渡波地区 (鹿松、際、原、千刈田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月16日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内の主要な水田は、圃場整備事業が進んでおらず担い手への地域における農地集積率は低い状態で推移している。また、地域内の農地は、徐々に開発の波が進みつつあるため農地と非農地が混在しており、狭小なほ場については、未利用地が増加しつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻については、地域の中心となる経営体が作付けを行い、離農や規模縮小農家の農地を借受することで、経営規模の拡大、生産性の向上及び生産費のコストダウンを目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、住宅地または林地との間にある農地は保全管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作条件の良いほ場を中心に担い手への集積集約化を進める。大枠としては水稲作を中心とし、主食用米に加えて飼料用米等の土地利用型作物による転作対応を基本とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者は出し手受け手に関わらず、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の取り組みについては、地域内での話し合いを継続していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関が連携し地域内で新規就農者の育成をしながら地域外からの経営体を募集し、栽培技術や生産に関する支援を継続しつつ定着までの取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため種子消毒、ラジヘリ防除等は農協へ委託し、それ以外の除草等は地域の担い手に委託するなど荒廃農地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鹿の被害が拡大しないよう防止策を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の育成を進める。
- ⑦地域の担い手が協力し用排水路の維持管理を行い荒廃農地の抑制に努める。